

# 鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の 委託業務に関する事業計画書

令和8年度



一般財団法人鳥取県観光事業団

## 目次

<b>1 管理運営の基本的な考え方</b>	1
(1) 管理運営の方針	1
ア 住民の公正な利用と確保	1
イ 関係法令の遵守	2
ウ 施設設備の維持管理	2
エ 利用者へのサービス提供と利用促進	2
オ 観光振興、果樹振興及び食農教育の推進	3
カ 収入の確保と経費節減	3
キ 県との連携確保	3
ク その他連携	3
ケ 省資源・省エネルギー等環境に配慮した管理	4
(2) 達成目標	4
ア 2026年度年間入館者数の数値目標	4
(3) 他の施設管理の実績	4
<b>2 管理の基準・サービスの提供内容</b>	6
(1) 開館時間の考え方と設定内容	6
(2) 休館日の考え方と設定内容	6
(3) 利用料金の考え方と設定内容	6
(4) 利用料金の減免に対する考え方と設定内容	7
(5) 再委託の考え方	8
ア 専門知識又は資格が必要な業務で、事業団が当該専門知識を有していない連携	8
イ 直営で実施するより委託で実施する方が効率的かつ効果的な業務	8
ウ 倉吉未来中心において一括して委託業務を締結している業務	8
(6) 観光振興、果樹振興及び食農教育の推進についての考え方	9
ア 観光の振興	9
イ 果樹の振興	14
ウ 食農教育の推進	17
(7) 施設設備の維持管理についての考え方	19
ア 梨ガーデンの管理	19

イ 施設設備保守点検	19
ウ 倉吉未来中心一括契約施設管理業務	19
エ 街路樹(マメナシ)の管理	19
オ 備品の管理	20
カ 修繕	20
キ リース物件の継承・管理	20
ク AEDの取扱い	20
ケ 保険	20
コ 公益財団法人日本博物館協会	20
(8) サービスの向上策と利用促進に向けた取組	21
ア 受付・案内等	21
イ 情報発信・広報宣伝	23
ウ 企画展示及びイベント業務	24
エ ミュージアムショップ及びフルーツバーの運営	27
オ 年間パスポート会員	29
カ その他利用促進策	29
キ シンボルマーク等の使用	29
ク 利用者の声の把握	29
ケ 梨記念館の運営に係る連絡協議会	29
(9) 個人情報の保護への対応	30
ア 運営上入手する個人情報の取り扱い	30
イ 入手した個人情報の適正管理	30
ウ パソコン等の情報端末の管理	30
(10) 情報の公開への対応	30
<b>3 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等</b>	31
(1) 火災・盗難・災害などの事故、事件の防止(防災)対策	31
ア 事故・事件、災害対策の基本的な考え方	31
イ 事故・事件・災害の防止・防災対策	31
ウ 自然災害等に対する防災対策	31
エ 大規模災害等発生時における県立施設の役割の遂行	31
(2) 緊急時の体制・対応	32
ア 緊急時の対応	32
イ 緊急時の体制	32

(3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法	33
ア 入館者トラブル・苦情等の未然防止	33
イ 入館者トラブル・苦情等の対処方法	33
ウ 入館者トラブル・苦情等の発生後の対処	33
<b>4 利用者等の要望の把握及び対応方針</b>	34
(1) 基本方針	34
(2) 利用者のニーズの把握と共有	34
(3) 運営への反映	35
<b>5 組織及び職員の配置等</b>	36
(1) 管理運営の組織	36
ア 実施体制の考え方	36
イ 主要職員の人選の考え方	36
(2) 職員の職種等	36
(3) 現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する方針	38
(4) 日常の職員配置	38
(5) 人材育成	38
(6) 各構成団体の役割、経費に関する責任分担等に関する事項	38
<b>6 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況および対応状況</b>	39
(1) 指導等の状況及び対応状況について	39
<b>7 委託、工事請負の発注予定</b>	40
(1) 委託業務の発注予定について	40
<b>8 法人等の社会的責任の遂行状況</b>	41
(1) 障がい者雇用	41
(2) 男女共同参画の推進	41
(3) ISO14001・鳥取県環境管理システム審査登録制度の認定	41
(4) あいサポ企業等の認定	41
(5) 鳥取県家庭教育推進協力企業としての協定締結	41
(6) SDGsの取り組み	41

# 1 管理運営の基本的な考え方

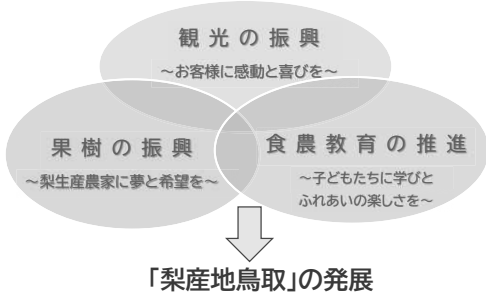
## (1) 管理運営の方針

### 管理運営の基本的な考え方

- 鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例により「梨に関する産業、歴史及び文化への県民の理解を深めるとともに、観光及び果樹の振興に資するため、二十世紀梨記念館を設置する」とあります。日本で唯一の梨のミュージアムとして、いつまでも鳥取産の梨 3 種を食べ比べて、美味しくいただいた梨をお土産として購入出来ることを全国に向けて情報発信し、梨好き・果物好き・梨関連産業従事者なら一度は行ってみたい「梨の聖地」を目指します。
- 梨に関する産業、歴史、文化への理解を深めるため、館内の展示を楽しめる取り組みや若者が梨に興味を持ってくれるような取り組みを充実させ、県外の方には「さすが鳥取県」「梨は鳥取産が一番」と感じてもらうことにより、県産梨の消費拡大に繋がるよう、県内の方、特に進学・就職などで県外に羽ばたいていく若い世代には、鳥取県の誇りとして二十世紀梨を語ってもらい「梨産地鳥取」の発展に繋げるため、

**観光の振興**      **果樹の振興**      **食農教育の推進**

この 3 つをテーマに、お客様のニーズを踏まえ、これまで以上に満足度の向上に努めた管理運営を実施します。



## ア 住民の公平な利用の確保

- 公の施設の管理者としての自覚を常に持ち、公平な利用の確保に努めます。利用者に対して、不当な制限又は不適当な優遇をすることはいけません。
- 不当要求行為等対策責任者を置くことで、不正な利用や反社会的組織の関りを排除した適切な施設運営を行います。
- 全ての方に楽しんでいただくためのユニバーサルサービスの向上につとめ、館内の表示や展示の案内等にユニバーサルデザイン及び「優しい日本語」を積極的に取り入れます。

- 障がいのある方が減免制度を利用される際には、デジタル障がい者手帳サービスの「マイロ ID」の提示も対象とします。

## イ 関係法令の遵守

- 労働関係法規、建築関係法規及び消防関係法規等を遵守し、適正に業務を遂行します。
- 公共サービス従事者として施設に関する条例、管理規定等について全職員に対して研修を行い、公共サービスについての理解を深めます。

## ウ 施設設備の維持管理

- 職員による日常点検や専門業者による定期点検を実施し、修繕箇所の速やかな発見及び対応を心がけ、利用者に安全・安心な展示空間を提供します。
- 密度の高い巡視活動を行い、館内のゴミや汚れは速やかに発見・処理するなど、清潔で快適な施設の維持に努めます。

## エ 利用者へのサービス提供と利用促進

### (ア) 接遇サービスについて

- 職員一人一人がお客様の視点に立ち、心を込めた接客に努めます。
- インフォメーションに常時職員を配置し、写真撮影や館内情報の提供、周辺地域の観光案内等、総合案内機能の充実にも努めます。
- 巨木の説明など展示内容の説明から梨に関する専門的な説明に至るまで、幅広く対応できるガイド機能を整備し、利用者の知的好奇心に応えるよう努めます。
- 館内案内の外国語標記(英語・中国語・韓国語)、また外国人向け音声ガイドの案内を充実します。受付等には多言語翻訳機「ポテトーク」を導入しています。

### (イ) 利用促進について

- 様々な角度から梨に興味を持ってもらえるようなイベントを定期的に行い、梨記念館の魅力アップを図ります。

#### 【主なもの】

- 夏休み現代アート展の開催(詳細は P25 参照)
- 県立美術館との相互導入展示の開催(詳細は P11 参照)
- 新規展示会の開催(詳細は P25 参照)
- ミュージアムショップとフルーツバーラーでは、県産の梨を使用した商品を中心に取扱い、梨記念館の魅力を高めるとともに、県産梨の消費拡大に努めます。
- 年間パスポート会員制度を継続実施し、梨記念館のファンづくりに取り組みます。
- 「なっしゅ館無料感謝デー」を毎月 1 日設け、周辺イベントとの相乗効果による利用促進と日ごろの梨記念館へのご愛顧に応えます。

### (ウ) 利用者ニーズの把握と業務への反映について

- ホームページや SNS、館内アンケート、梨の何でも相談室での聞き取りなどにより、利用者の声を常に収集し、改善につながる意見や実現可能な要望については積極的に取り入れて、施設の魅力及びサービスの向上に努めます。
- 特に館内アンケートについては年間 1.5 万程度を回収し、毎月・年度ごとに集計しています。「年代構成」「来館回数」「満足度」「来館きっかけ」などの集計結果から判断し、館内運営に活かしています。

## オ 観光振興、果樹振興及び食農教育の推進

### (ア) 観光の振興

- 国内外から毎年16 万人以上のお客様に來館していただくため、県、鳥取県観光連盟及び中部地域の観光関係団体等と連携して、観光客誘致を戦略的かつ効率的に展開します。
- 営業用のデータ、PR 資料を整備し、中部地域の観光関係団体と連携した積極的な営業活動を展開します。
- ホームページや SNS での情報発信をはじめ、無料のパブリシティを最大限に活用します。また、多くの利用者が見込まれる時期には有料の広告媒体も取り入れ効果的な情報発信に努めます。
- 外国人観光客の誘致のため、海外旅行会社向け観光情報説明会、商談会への参加、視察、FAM ツアーの受け入れなどを積極的に行います。

### (イ) 果樹の振興

- 本県の果樹振興を図るため、技術力の高い技術専門員を配置して、県産果樹の魅力や国内外に情報発信するとともに、県及び県内生産組織等と連携して、梨生産農家の経営基盤の強化に取り組めます。

### (ウ) 食農教育の推進

- 子どもたちに果樹生産と「食」に対する理解を深めるため、児童生徒を対象にした体験学習を実施するとともに、小中学校等の課外授業や教育旅行を積極的に受け入れます。

## カ 収入確保と経費の節減

- 目標入館者数16.6 万人を達成するため、夏イベントの強化、多彩なイベントやサービスの実施、団体集客・インバウンド集客を含めた営業活動および SNS による情報発信、広報強化など集客に積極的な投資を行い、利用料金の増収を図ります。
- ミュージアムショップとフルーツバーラーでは、魅力ある商品を取り扱い、売上の増収を図ります。また特に需要の増加している梨のネット販売の手法等を見直し、新規客等を設けることで販売の強化をします。
- 事業団本部及び各施設が相互に補充しながら、総務、営業、企画業務の効率化を図ります。
- 業務の外部委託に当たっては、競争入札等により委託業者を選定するとともに、可能な限り複数年契約を締結するなど、経費の節減に努めます。
- 職員一人一人が節電・節水等を心がけ、経費の節減に努めます。

## キ 県との連携確保

- 鳥取市に財団本部を置き、鳥取県との連携を密に行うことで、施設の設置目的達成のための取り組みを推進します。
- 県が主催する観光振興キャンペーン等については積極的に参加します。

## ク その他の連携

- 周辺の関係機関並びに関係団体との信頼関係を十分に活用し、誘客に努め地域の賑わいの創出や活性化に繋げていきます。

## ケ 省資源・省エネルギー等環境に配慮した管理

- 鳥取県版環境管理システム審査登録制度(TEAS) I 種の環境管理マニュアルに基づいて、常に環境に配慮した運営を行います。
- 事業活動による環境負荷を低減するため、省資源・省エネルギーを推進するとともに、廃棄物の減量化、グリーン購入(リサイクルや環境に配慮した物品の購入)に努めます。



【PDCA サイクル】

【鳥取県版環境管理システム1種認証】

## (2) 達成目標

### ア 2026年度年間入館者数の数値目標

- インバウンド誘致、梨産地鳥取を盛り上げていく事業、2025 年春開館予定の県立美術館との連携事業などを通じて、毎年着実に入館者数を増やしていく計画とし、最終年度には年間 13 万 6 千人の入館者数を目標とします。
- 国内観光客の予想以上の回復、インバウンドの回復、県立美術館の開館効果などを考慮し、2026 年度当初目標 132,000 人を大幅に上方修正し、年間 166,000 人の入館者数を目標とします。

基準 第 2 期施設 管理平均	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
124,043 人	124,000 人	130,000 人	132,000 人	134,000 人	136,000 人

## (3) 他の施設管理の実績

- 当財団は、1979 年に財団法人鳥取県都市公園協会として設立されて以来、一貫して鳥取県立の公園、観光施設の管理運営を行ってまいりました。
- 指定管理者としての実績は次のとおりです。

施設名	所在地	管理期間	管理内容
① 鳥取砂丘こどもの国 施設所有者:鳥取県	鳥取市浜坂 1157-1	平成11年4月 ~現在管理中	自然とのふれあいや遊びを通して子どもたちが憩い楽しめる場を提供するとともに、児童の健全な育成に資する。
② 氷ノ山自然ふれあい館 施設所有者:鳥取県	八頭郡若桜町 つくく米 635-175	平成11年4月 ~現在管理中	国定公園氷ノ山の豊かな自然を紹介し、その魅力を体験できる場を提供するとともに、自然を大切にすることを育む。
③ 東郷湖羽合臨海公園 施設所有者:鳥取県	東伯郡 湯梨浜町藤津 650	昭和54年10月 ~現在管理中	県民のレクリエーション活動の振興を図ることにより、県民の心身の健康増進を図る。

1 管理運営の基本的な考え方				
④	中国庭園燕趙園 施設所有者:鳥取県	東伯郡 湯梨浜町引地 565-1	平成7年7月 ～現在管理中	鳥取県中部地域の観光の拠点施設として、また鳥取県と中国河北省との友好のシンボルとして鳥取県の観光振興に資する。
⑤	中国庭園燕趙園 (飲食売店) 施設所有者:鳥取県	東伯郡 湯梨浜町引地	平成22年7月 ～現在管理中	お食事処、お買い物処であり「道の駅燕趙園」として広く県民に情報発信を図る。
⑥	夢みなどタワー 施設所有者:鳥取県	境港市 竹内団地 255-3	平成10年5月 ～現在管理中	本県及び環日本海諸国を中心とする国内外の自然、歴史、文化等の紹介並びに物産の展示及び宣伝を行い、もって本県の観光に資する。
⑦	とっとり花回廊 施設所有者:鳥取県	西伯郡南部町 鶴田110	平成11年4月～ 現在管理中	県民に花と緑にあふれる憩いの場を提供するとともに、観光及び花き振興に資する。
⑧	とっとり賞露がっこう館 施設所有者:鳥取県	鳥取市 賞露町西 3丁目 27-2	平成31年4月 ～現在管理中	かにかを中心とした水生生物及び水産の魅力をもつて鳥取県の観光及び水産の振興に資する。
⑨	青谷かみじち史跡公園 施設所有者:鳥取県	鳥取市 青谷町青谷 667	令和5年11月 ～現在管理中	青谷上寺地遺跡を歴史遺産として引き継いでいくとともに、遺跡の魅力をもつて鳥取県の観光及び水産の振興に資する。

2 管理の基準・サービスの提供内容													
<b>2 管理の基準・サービスの提供内容</b>													
<b>(1) 開館時間の考え方と設定内容</b>													
<ul style="list-style-type: none"> <li>開館時間は、利用者の利便性を維持するため、また開館準備、故障対応、館内のゴミ拾いなどの巡回点検、閉館作業などが必要なことから、基本的には現行のままとします。 【9:00～17:00(最終入館は16:40)】</li> <li>ただし、下記の場合等においては来館者サービスの面から、柔軟に対応します。               <ol style="list-style-type: none"> <li>倉吉未来中心において全国規模の大会・イベントなどが開催される場合。</li> <li>旅行会社等から開館時間の延長を要請された場合。</li> </ol> </li> </ul>													
<b>(2) 休館日の考え方と設定内容</b>													
<ul style="list-style-type: none"> <li>施設設備の保守点検、イベントの開催準備、営業活動等を行う必要があるため、休館日は現行どおりとします。 第1・3・5月曜日(※) ※国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その直後の休日でない日 ・12月29日～1月3日</li> <li>旅行会社等から臨時開館を要請された場合等館長が必要又は有益と判断した場合は、柔軟に対応します。</li> </ul>													
<b>(3) 利用料金の考え方と設定内容</b>													
<ul style="list-style-type: none"> <li>お客様の満足度の向上を図るとともに、質の高い管理運営を行うため、利用料金(入館料)は現行通りとします。</li> </ul> <p>≪利用料金(入館料)≫</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>高校生以上</th> <th>小・中学生</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>300円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>小団体(10人以上)</td> <td>270円</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>団体(20人以上)</td> <td>240円</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	高校生以上	小・中学生	個人	300円	150円	小団体(10人以上)	270円	130円	団体(20人以上)	240円	100円
区 分	高校生以上	小・中学生											
個人	300円	150円											
小団体(10人以上)	270円	130円											
団体(20人以上)	240円	100円											

2 管理の基準・サービスの提供内容																																							
<b>(4) 利用料金の減免に対する考え方と設定内容</b>																																							
<ul style="list-style-type: none"> <li>梨記念館のPR や利用促進を図るとともに、県の推進する施策に貢献するため、利用料金(入館料)を以下のとおり減免します。</li> </ul> <p>≪利用料金の減免基準≫</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>減免内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその他知事が定める基準に該当する心身に障がいがある者並びにその介護者(要介護者1名につき1名)が利用するとき。</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者(要介護者1名につき1名)が利用するとき。</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>年間パスポート会員が利用するとき。</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>年間パスポート会員の同伴者(会員以外5名まで)が利用するとき。</td> <td>1/5</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>一般財団法人鳥取県観光事業団理事長が必要と認めるとき。</td> <td>1/10 ～ 10/10</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>その他館長が特に必要であると認めるとき。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>県内の保育所、幼稚園、小学校又は中学校の校外学習(子ども会行事を含む。)の一環として、児童生徒及びその引率者が利用するとき。</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県外の保育所、幼稚園、小学校又は中学校の校外学習(子ども会行事を含む。)の一環として、児童生徒及びその引率者が利用するとき。</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高等学校の校外学習の一環として、生徒及びその引率者が利用するとき。</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県が主催する本県PRのためのマスコミ、旅行会社招致事業等の参加者が利用するとき。</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>梨記念館が実施又は館長が承認する梨記念館をPRするための事業の参加者及び広告等の賞品当選者が利用するとき。</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外国人観光客が利用するとき。</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table>		項 目	減免内容	①	身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその他知事が定める基準に該当する心身に障がいがある者並びにその介護者(要介護者1名につき1名)が利用するとき。	10/10	②	介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者(要介護者1名につき1名)が利用するとき。	10/10	③	年間パスポート会員が利用するとき。	10/10	④	年間パスポート会員の同伴者(会員以外5名まで)が利用するとき。	1/5	⑤	一般財団法人鳥取県観光事業団理事長が必要と認めるとき。	1/10 ～ 10/10	⑥	その他館長が特に必要であると認めるとき。			県内の保育所、幼稚園、小学校又は中学校の校外学習(子ども会行事を含む。)の一環として、児童生徒及びその引率者が利用するとき。	10/10		県外の保育所、幼稚園、小学校又は中学校の校外学習(子ども会行事を含む。)の一環として、児童生徒及びその引率者が利用するとき。	1/2		高等学校の校外学習の一環として、生徒及びその引率者が利用するとき。	1/2		県が主催する本県PRのためのマスコミ、旅行会社招致事業等の参加者が利用するとき。	10/10		梨記念館が実施又は館長が承認する梨記念館をPRするための事業の参加者及び広告等の賞品当選者が利用するとき。	10/10		外国人観光客が利用するとき。	1/2
項 目	減免内容																																						
①	身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその他知事が定める基準に該当する心身に障がいがある者並びにその介護者(要介護者1名につき1名)が利用するとき。	10/10																																					
②	介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者(要介護者1名につき1名)が利用するとき。	10/10																																					
③	年間パスポート会員が利用するとき。	10/10																																					
④	年間パスポート会員の同伴者(会員以外5名まで)が利用するとき。	1/5																																					
⑤	一般財団法人鳥取県観光事業団理事長が必要と認めるとき。	1/10 ～ 10/10																																					
⑥	その他館長が特に必要であると認めるとき。																																						
	県内の保育所、幼稚園、小学校又は中学校の校外学習(子ども会行事を含む。)の一環として、児童生徒及びその引率者が利用するとき。	10/10																																					
	県外の保育所、幼稚園、小学校又は中学校の校外学習(子ども会行事を含む。)の一環として、児童生徒及びその引率者が利用するとき。	1/2																																					
	高等学校の校外学習の一環として、生徒及びその引率者が利用するとき。	1/2																																					
	県が主催する本県PRのためのマスコミ、旅行会社招致事業等の参加者が利用するとき。	10/10																																					
	梨記念館が実施又は館長が承認する梨記念館をPRするための事業の参加者及び広告等の賞品当選者が利用するとき。	10/10																																					
	外国人観光客が利用するとき。	1/2																																					

2 管理の基準・サービスの提供内容	
<b>(5) 再委託の考え方</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書に記載された業務内容のうち以下の業務については、外部の事業者へ委託します。</li> <li>委託先は、一般財団法人鳥取県観光事業団財務規程に基づき、適正に選定します。入札、複数年契約等により経費の節減に努めるとともに、鳥取県産業振興条例の趣旨に鑑み、県内業者への発注に努めます。</li> </ul>	
<b>ア 専門的知識又は資格が必要な業務で、当財団が当該専門知識を有していない業務</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>展示設備保守点検業務(専門業者)</li> </ul>	
<b>イ 直営で実施するより委託で実施する方が効率的かつ効果的な業務</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>梨ガーデンの花の植え替え及び植込の刈り込み(刈草機・人材センター及び障がい者就労施設)</li> <li>梨ガーデンの防除(地元農家)</li> <li>街路樹のメンテナンスの防除、施肥、剪定(専門業者)</li> <li>企画展示及びイベント業務(専門業者)</li> </ul>	
<b>ウ 倉吉未来中心において一括して委託契約を締結している業務</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>運転監視業務、昇降機設備保守点検業務、清掃業務、機械警備、常駐警備、植栽補修</li> <li>空調設備保守、自動扉保守、雑排水・汚水管洗浄、修景施設除草、修景施設管理業務</li> <li>冷温水発生機設備保守、非常用予備発電設備保守、自動制御設備保守</li> <li>建築物環境衛生管理、自家用電気工作物、電話交換設備</li> <li>ばい煙測定業務、消防用設備保守、除雪業務</li> </ul>	

(6) 観光振興、果樹振興及び食農教育の推進についての考え方

ア 観光の振興

- 当財団は、鳥取県内の観光施設等県立施設を複数管理運営し、それらが相互に有機的につながっています。それぞれが得た情報や人脈を組織一体で共有することで、施設単独で集客を行う場合に比べてはるかに大きな効力を発揮します。
- 観光客誘致にあたっては、以下の考えに基づいて、鳥取県観光連盟、各地域の観光協会、旅館組合等と連携して、県内への誘客のための県外セールス活動やキャラバン、観光情報説明会等への参加を行っています。
- 鳥取県内の日帰り観光施設で構成される「鳥取県観光施設連絡協議会」に加入(事務局を担当)し、鳥取県内への観光客誘致のための様々な活動を、会員相互で協力しながら行っています。
- 「鳥取県教育旅行誘致促進協議会」に加入し、教育旅行向けのメニューの開発や、県外学校、旅行会社等へのセールス活動を行っています。
- 2025 年春開館した県立美術館は倉吉地区の目玉集客事業です。倉吉パークスクエア内施設や倉吉市との連携事業により、倉吉地区のにぎわいを創出します。

鳥取県内の観光施設一括運営による効率的な集客体制



【合同商談会へ参加】



【観光PRにも積極的に参加】

(ア) 営業用のデータ、PR資料の整備による旅行会社担当者への訴求

- 戦略的かつ効率的な営業活動を展開するため、旅行会社の送客実績等のデータを整備するとともに、梨記念館の魅力を旅行会社に的確に伝えるため、旅行会社向けのPR資料を整備するとともに担当者視察旅行を提案し、受け入れます。
- a) 予約管理システムを活用した旅行会社の過去データの整理
- 予約管理システムに蓄積されたデータをもとに、送客数の多い地域や旅行会社、どのような団体が多いのかを分析し営業活動に活かします。
- b) 旅行会社向けPR資料の作成及び視察の提案
- 旅行会社の担当者も入れ替わりが激しく、梨記念館がどのような観光施設かを知らない担当者もいることから、継続的に一年中県産梨の食べ比べができること、お土産に梨を購入できること、専門的な案内に対応していることなどを強くPRした資料を作成し、営業活動に活用します。併せて、これまで以上に担当者の視察旅行を鳥取県観光連盟等とも協議しながら積極的に提案し、旅行会社に訴求します。



【営業資料】

(イ) 中部地域の観光関係団体と連携した営業活動

- 梨記念館は中部地域を代表する観光施設であることを念頭に置き、中部地域に一人でも多くの観光客に来ていただくため、中部観光推進機構、市町村観光協会、旅館組合と連携して以下の取組を展開します。
- a) 周辺アクティビティの荒天時受け入れプランの作製
- 中部地域で行われているアクティビティプラン(ドラゴンコースー白壁土蔵群散策等)の荒天中止時どうするか?という課題があることを受け、受け入れ先として体験プランを新設し、中部地域全天候型プランとして営業を実施することで、主に教育旅行の受け入れ地域としての魅力アップを図ります。
- b) 鳥取県及び倉吉市観光商品造成プラン・周遊プランへの参画及び積極的PR
- 鳥取県が行うバス旅行商品支援補助金や倉吉市観光キャンペーンなど、お得な情報を旅行会社へ積極的にPRし、中部地域への誘客を図ります。



【倉吉得旅キャンペーンプラン】



【出張 梨作りマンガパネル展】

c) 三朝温泉旅館組合との連携

- 三朝温泉各旅館での各部屋へのチラシ備え付けにより、施設の魅力を発信し集客を促進します。
- 三朝温泉旅館の展示ゾーンを活用し「梨作りマンガパネル展in三朝」を開催します。宿泊客へ県産地鳥取県をPRするとともに、梨記念館への誘客も促進します。新たに観光施設や大型商業施設での展示を計画しており、県外旅行者をはじめ、県民に向けても「梨産地鳥取」をPRし、梨記念館への誘客につなげます。

c) 地域イベント主催者との連携

- 倉吉未来中心近辺で行われるイベント時に入館特典等を提供してイベントの魅力アップに貢献するとともに、イベント参加者に対する梨記念館のPRへ繋げ、知名度アップによる集客強化を図ります。

【主なイベント】  
未来ウォーク、食のみやこ、  
よりん彩フォーラム など



【未来ウォーク】

(ウ) 鳥取県立美術館との連携事業

- 鳥取県立美術館との3つの連携事業により、集客を図るとともに倉吉地区の賑わいを創出します。

a) 共同営業

同じパークスクエア内の隣接する施設であり、旅行会社への知名度の高さがある梨記念館の強みと、新規コンテンツとしての梨記念館のPRを活かし、「県立美術館の企画展+梨の食べ比べ」をセットにして営業を行います。

b) 共同広報

夏の現代アート展開催時期に合わせ、「アートの町 倉吉」をキーワードに県外に向けての広報を実施します。倉吉観光マイス協会なども連携し、倉吉地区への誘客強化を狙います。令和7年度現代アート展開催時には島根地区、岡山地区への広報を実施しており結果を分析し活用します。

c) 相互誘客

県立美術館、梨記念館に相互の誘導を行い、観光客を周遊させることによって、それぞれへの集客を強化するとともに、倉吉パークスクエア連携事業として、パークスクエア内の各施設をポイントとするウォークラリーを同時開催し、パークスクエアの賑わいを創出します。



(エ) 外国人観光客の誘致

- インバウンド誘客については、コロナ禍前より利用の多かった中国・韓国・台湾を中心に誘客活動を行います。
- 右図のように、同地域からの訪日客は、現状はコロナ禍前を大きく下回っていることから、来年以降の伸びしろであると考え、誘客を強化します。
- インバウンド誘客については、個別に誘客戦略を策定し、5年間のロードマップを定め、着実に実施していくことで、毎年利用者を増やす計画としています。
- 鳥取中部観光推進機構と連携してインバウンド団体ツアーの誘客活動を行います。

	訪日客数	2019年3月比
シンガポール	52,700人	20.6%
米国	203,000	15.0
ベトナム	53,600	11.9
豪州	45,200	2.3
韓国	466,800	▲20.3
タイ	108,000	▲26.8
台湾	278,900	▲30.7
中国	75,700	▲89.0

【注】▲はマイナス、出所は日本政府観光局  
【訪日客の状況】  
※4月19日 日本経済新聞より

- 国内外で開催されるインバウンド商談会について、当財団が一体となって積極的に参加いたします。旅行会社のニーズにあった提案を行うことができます。



【海外の商談会への参加】



【海外旅行会社への営業活動】

- 一般社団法人山陰インバウンド機構が販売する観光フリーバス「Discover Another Japan」に参画し、外国人旅行者の広域周遊を促進しています。



【周遊バス「Discover Another Japan」に参加しています】

- 鳥取県等が行うインバウンド旅行会社の視察、FAM ツアーを積極的に受け入れ、来館した旅行会社担当者へ継続してコンタクトし、特に人気の高い「梨の食べ比べ」をPRし誘客につなげます。
- 個人の誘客については、SNSによる情報発信を強化します。動画による情報発信の際には英語字幕を付けるなど、外国語に対応します。また鳥取県、DMO 等と連携して外国インフルエンサーを積極的に招致します。

ターゲット	誘客手段
中国本土・韓国	米子-ソウル線(エアソウル)などを利用した団体ツアーを積極的に誘致します。
台湾	台湾の観光レップである誘日盟国際と提携し、台湾での現地PR業務やメディアの招請、現地での商談を行います。日盟国際のメディアや旅行会社との豊富なネットワークを生かし、誘客につなげます。
香港	現地の旅行メディアで大きな影響力のある楽吃購(ラーチーゴウ)をはじめとした各種メディアへの取材記事や広告の掲載により、FIT客の取り込みにも積極的に取り組みます。
その他地域	インターネットとSNSを活用します。倉吉観光マイス協会と連携し、英語字幕付で梨記念館や倉吉市周辺を紹介するPR動画を作成します。

【国別の誘客戦略】



【インバウンド個人誘客のロードマップ】

- インバウンド客受入体制整備の一環として館内案内の外国語標記(英語・中国語・韓国語)、また外国人向け音声ガイドを充実させ、館の魅力を伝えます。
- 受付等での多言語に対応するため多言語翻訳機「ポテーク」を導入しています。来館者・職員双方から好評を得ています。



【外国人向け音声ガイド】

【外国語標記(4か国)】

イ 果樹の振興

(ア) 技術力の高い技術専門員の配置

- 本県の果樹振興を図るため、技術力の高い技術専門員を2名配置しています。1名は「前鳥取県園芸試験場長」で梨のスペシャリストです。もう1名はJAで果樹業務に数十年携わっており、各梨生産部とのつながりも強く、食べ比べ等に必要なが年々増加している中、梨の安定した供給に欠かせない人材です。
- 2名の技術専門員の前任者たちも園芸試験場長かつ梨の専門家が複数人続いており、継続した人材配置により、県産果樹の魅力を国内外に発信するとともに、梨の新しい栽培方法として鳥取県内への導入が進みつつある「ジョイント栽培」の啓蒙、また梨の生産現場を担う方のスタートアップ学習の場として「とっとり梨つくり大学」の開講、県及び県内生産組織と連携して、梨生産農家の経営基盤強化に取り組むことにより、新たな担い手の確保に寄与します。
- 来館者との交流を通じて梨本来の旬や美味しさ、機能性を正しく伝えることにより鳥取の梨をアピールします。

(イ) 県産果樹の情報発信

- 梨記念館が「県産果樹のPR拠点」としての機能を果たすため、館内のガイド機能を強化するとともに、キッチンギャラリーで「県産梨3品種食べ比べ」を実施し、実際に味わってもらうことにより、鳥取の梨の素晴らしさを強く印象付けます。
- 晩秋以降に旬を迎える王秋など晩生梨をPRするため王秋(晩生梨)まつりを開催します。
- 梨以外の県産果実についても、旬の時期に学習要素を取り入れた試食イベントを開催し、PRに努めます。人気のイベントであり高い集客効果が見込めます。

a) ガイド機能の強化

- メイン展示の巨木の説明や食べ比べに登場している梨の説明などは、インフォメーションスタッフが対応します。小学生などの教育旅行対応のほか、一般団体や個人旅行者にも対応しており、お客様とのふれあいを大事にしています。
- 個人の観光客からの素朴な質問への対応、また梨生産者グループなど梨に関する専門的な説明を技術専門員が対応します。



【JA 梨研究会ガーデン説明】

【小学生への巨木案内】

b) キッチンギャラリーの運営

- 試食梨提供計画に基づいて、年間を通して毎日「県産梨3品種の食べ比べ」を実施します。
- 感染症対策として3種類2切れずつをカップに入れ、お客様一人一人に手渡ししています。カップ提供することにより、どの梨が美味しかったなど、家族での会話もはずみ、3種の梨を食べ比べるといふなかなかできない体験が県産梨のすばらしさをさらに印象付けています。
- 入館者数の多さから食べ比べの梨と販売梨がずれてしまい、美味しかった梨をお

- 土産に購入できないという課題がありました。培ってきたノウハウ・経験則により、食べ比べの梨と販売梨が同じになるよう工夫を重ね、やっぱり梨は鳥取県産だと感じてもらうなど「梨産地鳥取」を強く印象付けます。
- 梨を氷温貯蔵することにより1年中食べ比べすることが可能ですが、6月から7月にかけて状態の悪い梨が増えます。この問題についても培ってきたノウハウを駆使し、解決することが可能です。



【3品種2切れずつを1カップで提供】

【家族で会話を楽しみながら食べ比べ】

c) 王秋(晩生梨)まつり

- 晩秋から冬にかけて旬を迎える晩生梨の美味しさを広くPRするため、情報発信、イベント等を行い、認知拡大と消費拡大を図ります。

(イ) 梨ガーデンの生きた展示の活用

- 梨の整枝法、水気耕栽培などの生きた展示を活用し、実際に開花から実っていく様子などに触れていただき、梨を身近に感じてもらうとともに栽培の奥深さについて理解を深めていただきます。
- ①早期増収、②作業時間の短縮、③わかりやすい剪定作業を可能にする技術として、鳥取県でも導入が進んでいる「ジョイント栽培」展示をすることにより、梨つくりも年々進歩していることを広くPRするとともに、この技術が広く認識されることで、梨の栽培者の取り組みが促進されることを目指します。ジョイント作業・枝の誘引作業等を、資料提供を行うことによりメディアを活用したPRを図っていきます。次期指定管理期間には収穫が可能となるなど、ジョイント栽培の成長過程をご覧いただけます。成長過程を日記風に展示し来館者に広くPRする予定です。



【ジョイント栽培樹の展示】

(ウ) 梨生産農家に情報収集・情報交換の場を提供

- 梨生産農家や新規就農希望者に、梨生産農家同士の情報交換、梨栽培の技術相談等ができる場を提供し、梨記念館が梨生産農家のよりどころとなるよう努めます。

a) 鳥取梨つくり大学の開講

- 年間12回の講座(うち4回は鳥取大学公開講座と連携)を開講し、梨に関する基礎知識の習得からベテラン生産者の栽培技術向上に寄与できる実践的な情報まで、幅広いニーズに応える場を提供します。

- 就農予定者、栽培初心者、あるいは新規採用の農業改良普及員など、今後の梨の生産現場を担う皆さんのスタートアップ学習の場とします。
- 講義内容は、講義中の質問や受講生とのコミュニケーションのなかで生産者の要望を聞き取り、より現場に即した内容を盛り込んでいきます。



【梨つくり大学 座学講座】

【現場視察・研修】

b) 梨のなんでも相談室の常設(技術専門員が対応)

- 梨に関する基礎知識、家庭果樹園でのお困り事などに関する相談から、梨生産者の園で発生した問題点や今後の経営方針など、実務的な相談にもお答えします。来館されての相談に加え、メールや電話でも対応します。

(エ) 果樹経営の基盤強化

- 県及び県内生産組織と連携して、梨生産農家の経営基盤強化に努めます。

a) 「鳥取県果樹研究同協会」、生産者グループによる調査研究活動への助成

b) 鳥取県ジョイント栽培コンクールの開催

- 樹体管理の方法が従来の植栽法と異なる点があり、生産者からの戸惑う声が聞かれるなか、現地優良園の事例を客観的な目で観察・審査することで、どのような栽培管理法が望ましいのを見極め、情報共有することでジョイント栽培の普及に努め、生産者の意欲の向上に貢献します。
- 優良事例の情報は蓄積していき、県内の栽培技術の底上げに貢献することが可能です。
- 審査委員として鳥取大学、鳥取県生産振興課、園芸試験場、JA全農とっとり等に協力いただき、果実審査、園地審査を行い、鳥取県梨つくり大会において表彰式を行います。



【園地審査】



【果実審査】

c) 鳥取県梨づくり大会の開催

- ① 梨栽培に顕著な実績を上げた生産者の功績を讃えるとともに、全県的な取り組みにより一層の生産拡大をめざし、経営の改善や技術の向上を図ることを目的に開催します。

(オ) 鳥取二十世紀梨親木の管理

- 全農から委託を受けて、「鳥取二十世紀梨の親木」(鳥取県天然記念物指定)を管理しています。管理担当者の技術専門員は、県園芸試験場職員として30年以上にわたり親木の土壌管理や病害対応を支援してきた経緯があり、樹体状況の変化や必要とされる管理技術等について経験と知識を有しており、継続して担当するにふさわしいと考えます。
- 同様に、長年の試験研究業務を通じて親木の保全に関わる関係機関や樹木医等との人脈が確立しており、問題発生時の対応等に円滑な連携が可能でます。また、梨生産場面の技術開発や普及・指導に長年関わってきたことで、生産者との信頼関係を構築しており、梨生産者にとって心の拠り所といえる親木の管理者として信任を得ています。
- 「二十世紀梨の親木を守る会」を組織し、地域の方々の協力を得ながら、袋かけなど、作業時には資料提供を行い梨の話題作りに取り組みます。



【鳥取市桂見 親木管理作業】

ウ 食農教育の推進

- 子ども達に果樹生産と「食」に対する理解を深めるため、児童生徒を対象にした体験学習を実施するとともに、小中学校等の課外授業や教育旅行を積極的に受け入れます。
- 果樹に親しみを感じてもらうため、若者が梨に興味を持ってくれるようなきっかけづくりを充実させます。

(ア) 学校関係者のニーズに対応したメニューの開発

- 梨のなんでも相談室に複数の小学校若手教諭から「ナン作りのわかる資料」への要望を受け、教育現場のニーズに対応するため、学校関係者からアイデアをいただき、メニュー化するよう努めます。



【地元小学校 質問への対応】

a) 梨づくり学校

- ① 子どものころから梨を身近に感じてもらえるよう時代に合ったプログラムを作成します。講師派遣し、小・中学生を対象とした出前授業を行い、梨づくりの楽しさを伝えます。

b) 梨づくり補助読本の作成と提供

- ① 小学生向けに画像を多用してわかりやすく解説した「ナンづくり補助読本」を作成し、自由に利用できるようHP上に掲載します。
- ② 学校の先生に向けて、ナンづくりの背景や技術などの情報をより深めた「子どもたちに指導するための資料」を作成し、県内小中学校に提供することができます。

(イ) 梨に関する体験学習の実施

- 梨ガーデンで交配、摘果、小袋掛け、大袋掛け、収穫などの一連の梨づくり体験を通じ、梨栽培の苦労や喜びを体感できるイベントとして開催します。
- 体験前にはスクリーン等を使用しての座学など学習要素も備えています。体験時にはアンケートを実施し、参加者の声を反映した内容を盛りこむなど品質向上に取り組みます。



【スクリーンを活用した座学】



【家族で袋かけ体験】

(ウ) 夏休み親子自由研究教室の開催

- 夏休み期間には「果実の甘いところ探し」など、梨や果実をテーマにした自由研究ガイドのイベントを開催し、子ども達に楽しみながら学んでいただきます。
- 年中梨の食べ比べを可能としている水溫技術について、公益社団法人氷温協会の協力のもと「自由研究inなしっこ館 氷温って何？」を開催し、梨が凍り始める温度やどうして1年中梨を美味しく食べることができるかを楽しく学べます。



【糖度計を使用した果実の甘いところ探し】



【自由研究inなしっこ館 氷温って何?】

(エ) 地元食育グループと連携したスイーツづくり体験の開催

- 小さな子供でも気軽に参加できる「梨を使ったスイーツづくり」を連日開催し、まずは触れる・親しむ・楽しむことで「食」について興味を持っていただくきっかけづくりに繋がります。



【梨を使ったスイーツづくり体験】

(オ) 梨に関する動画の作成

- 梨に対して関心の薄い方たち向けに「梨づくりの1年間」や「収穫の方法」をまとめ、子供達にもわかりやすく解説した動画を作成し SNS や動画投稿サイトを活用しアップロードします。



【台風対策】

(7) 施設設備の維持管理についての考え方

- お客様に安全・安心・快適な展示空間を提供するため、職員による日常点検や専門業者による定期点検を実施し、修繕箇所等の速やかな発見及び対応に心がけます。
- 館内のゴミや汚れは速やかに職員が処理するなど、清潔で快適な展示空間の維持に努めます。

ア 梨ガーデンの管理

- 梨の管理を技術専門員が中長期計画を以って確実に実施するとともに、ガーデンを快適に楽しんでいただく事ができるよう花壇田植栽等環境を整備します。
- 梨ガーデンの管理については、職員による管理を基本としますが、花壇苗の植え替え及び植込みの刈り込みはシルバー人材センター又は障がい者就労施設、防除は地元農家に委託します。
- 実施に当たっては、梨ガーデン管理業務仕様書に基づいて、農業取締法(昭和23年法律第82号)等関係法令を遵守するとともに、周辺環境や体験学習に配慮しながら、適正に管理します。

イ 施設設備保守点検

- 施設設備の長期安定使用を図るため、職員による日常点検を実施し、異常の早期発見に努めます。修繕が必要な箇所を発見した場合は、速やかに対応します。
- 展示設備については、専門業者による年1回の総合点検を行います。

ウ 倉吉未来中心一括契約施設管理業務

- 倉吉未来中心の一体的管理に係る施設管理業務については、倉吉未来中心及び受託業者と緊密に連携し、速やかな対応に努めます。倉吉未来中心、梨記念館及び受託業者の三者で協議し、適切な施設管理を行います。

エ 街路樹(マメナン)の管理

- 風物詩として人気が高いので、開花状況等を SNS や報道資料提供で発信します。
- 管理については、専門業者への委託を基本とし、仕様書に基づいて、適正に管理します。

オ 備品の管理

- 県から貸与された備品は、備品台帳を整備して適正に管理し、破損、亡失等が生じないように管理します。
- 不用となった備品の返還については、物品貸付契約に基づいて遅滞なく行います。

カ 修繕

- 発注1件当たり250万円未満の修繕については、梨記念館の運営に支障をきたさないよう、速やかに対応します。
- 発注1件当たり250万円以上の修繕については、速やかに県に報告します。その際、応急処置により所定の機能を復旧できる場合は、所要の処置を講じます。

キ リース物件の継承・管理

- リース契約は原則指定管理期間の5年間とし、止むを得ず当該期間を超える契約を締結した場合は、当財団が責任を持って処理します。

ク AEDの取扱い

- 全職員がAED講習を受講し、各職員がいつでも対応できる体制を整えます。

ケ 保険

- 施設入場者傷害保険、施設賠償責任保険及び生産物賠償責任保険については以下のとおり加入します。

区分	対人賠償額	対物賠償額	
施設入場者傷害保険	1名につき		
	・死亡、後遺障害	1,200,000円	
	・入院日額	1,500円	
	・通院日額	1,000円	
施設賠償責任保険	1名につき	100,000,000円	
	1事故につき	1,000,000,000円	
生産物賠償責任保険	1名につき	30,000,000円	
	1事故につき	300,000,000円	
		1事故につき	50,000,000円

コ 公益財団法人日本博物館協会

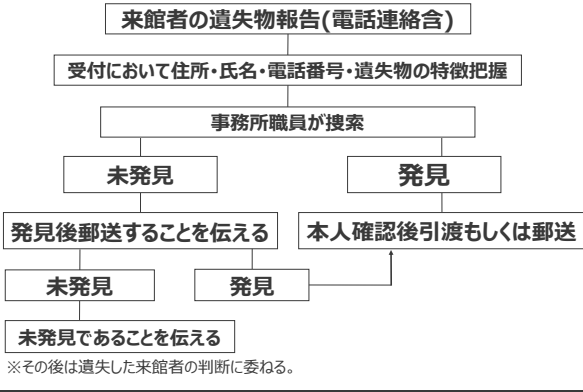
- 公益財団法人日本博物館協会の継続会員として、継続入会します。

(8) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

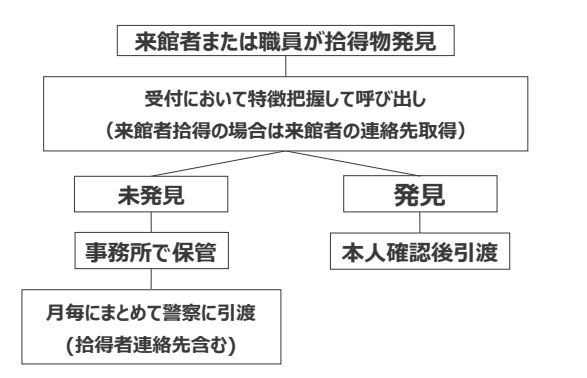
ア 受付・案内等

- (ア) 職員一人ひとりがお客様の視点に立って、心を込めた接客に努めます。
- (イ) 総合案内機能の充実に努めます。
  - a) 館内情報の提供
  - b) 遺失物・拾得物の受付
  - c) 館内呼び出し、迷子の対応
  - d) 救護室・授乳室の利用案内
  - e) 周辺観光案内
- (ウ) ガイド機能を充実し、お客様の知的好奇心に応えるよう努めます。
  - a) インフォスタッフによる館内展示や食べ比べ案内（多言語）
  - b) 技術専門員による梨栽培など専門的な案内
- (エ) 遺失物、拾得物、迷子、苦情等が発生した場合は、以下のとおり対応します。

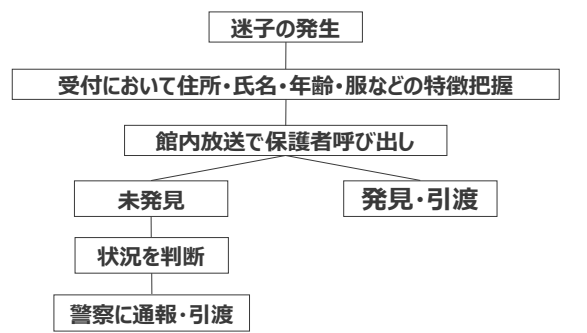
【遺失物の場合】



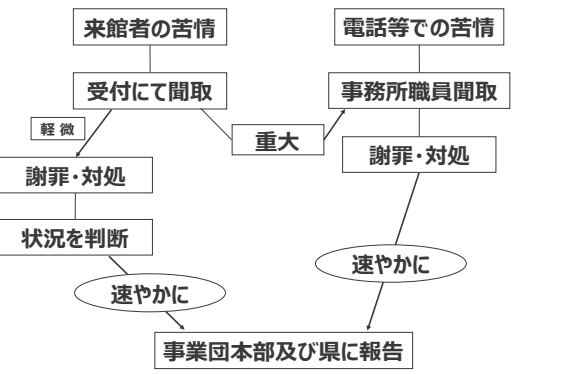
【拾得物の場合】



【迷子の場合】



【利用者・住民等の苦情の場合】



- ※苦情を受けた際の注意事項
- ・苦情の内容をよく聞く
  - ・言い訳をしない
  - ・誠意をもって対応する
- 以上を意識して対応します。

- (オ) 入館料、物販、飲食等の支払い方法の一つとしてキャッシュレス決済の拡大を推進し、来館者の利便性の向上、外国人観光客への対応及び混雑の低減に努めます。

イ 情報発信・広報宣伝

- ・「日本で唯一の梨のミュージアム 梨の聖地」と「県産の梨の魅力」を 2 つの柱として、施設の存在を広く全国へ発信します。
- ・各種 SNS は公式アカウントからの一方的な情報発信に留まらず、全国の梨生産者との相互フォロー、施設について情報を発信していただいたアカウントへのお礼や返信を行うことで、情報発信者とのつながりを深めます。こうした取り組みで施設ファンを増やし、情報発信力を高めます。
- ・ターゲットに応じたきめ細かな広報を実施するとともに、広告効果を分析し、常に改善を続けて効果の良い広報を目指します。
- ・Google Map 等、幅広い利用が想定されるツールについても記載情報の管理を徹底し、常に最新情報となるよう編集等を行います。

ターゲット	広報手法
若年層	インターネットとSNSを活用します。梨の食べ比べや、梨販売、館内映えスポットなど館内の魅力を訴え、ウェブメディアの誘致を積極的に行います。
子育て層	子育て世代向けフリーペーパーを活用して定期的に情報発信を行い、周辺観光時の立ち寄り処として、アピールするとともに、子供向けイベント時にはSNSにて情報発信を行います。不思議ガーデンや全天候型施設(特に夏のクールスポット)などの情報を紹介し、小さな子供を連れていても安心して楽しめることを訴求します。
中高年層	印刷物を中心にアピールします。具体的には、地元新聞への広告や記事の掲載、倉吉市報や周辺観光地、宿泊施設等へのチラシの配布を行います。
夏休みイベント(現代アート展)	学校や幼稚園・保育園を通じて各家庭にチラシを配布します。県外に向けた新聞折り込み、地元新聞への広告や記事の掲載、フリーペーパーの活用などにより大規模の集客を実現します。
周辺観光客	白壁土蔵群などを散策する観光客に SNS を通じて 3 種の梨の食べ比べ情報、映えスポット情報を発信し周遊を促します。夏休みイベント時には隣接遊具広場に屋外看板を掲出します。
海外個人客	インターネットとSNSを活用します。また、重点地域を絞り込み、当該地域の各種メディアへの取材記事や広告の掲載により、FIT 客の取り込みにも積極的に取り組みます。

ウ 企画展示及びイベント業務

- ・梨記念館の魅力アップとお客満足度向上を図るため、各種イベントを開催します。
- ・イベントの実施に当たっては、梨に関連した内容となるよう工夫をし、マスメディア(ニュース、記事)に取り上げてもらえるよう心がけます。

(ア) クイズラリーの充実

- ・クイズの答えを探しながら館内を効率的に回れるだけでなく、クイズの答え以外の部分なども含め、いろいろなことに興味を持ってみることでできます。
  - ・鳥取県と梨の関係性や歴史、梨農家の苦労などをゲーム感覚で楽しみながら見ていただくことで、鳥取の梨にける情熱や、なぜ鳥取県が梨産地なのかを知っていただく事が出来ます。
  - ・毎月クイズの内容を変更し、新たな発見を提供するなど、リピーターの満足度の向上を図ります。
- 「お客様の声」
- ・クイズのおかげで普段は読まない資料や文献に目を通せた。
  - ・クイズラリーの問題が毎回変わっていて新しい発見がある。
- ・鳥取県の梨に対する情熱がよくわかった。



【地元小学校 質問への対応】

2 管理の基準・サービスの提供内容

(イ) 夏休み現代アート展示会の開催

- 地元で活躍している作家とのコラボレーションによる、梨に関連した作品をはじめ、ほかでは見られない展示イベントを開催し、現代アートの観点を入口とした新しい切り口から梨への興味を喚起することにより、新たな顧客層へのアプローチを実施します。
- 毎年変わる内容でのリピーター対策、2026年は「なっご館開館25周年」をテーマに夏の梨記念館は「現代アート展示会」としての定番を図ります。
- 県立美術館開館との連携イベントとして相互の館に導入展示(夏休み企画展)を行い、来館者の周遊による利用促を図ります。
- 初開催のR3年:16,597人、R4年:29,074人、R5年33,463人、R6年49,571人、R7年59,707人と年を追うごとに入館者数が増加しています。昨年まで良かったというリピーターの声も聞こえ、定番イベントへの手ごたえを感じています。
- 館内の撮影スポットがもっとあればという要望に応え、記念撮影を取りたいような作品を取り入れることにより、ファミリー層や若者を中心に思い出の1枚を撮影している場面をよく見かけます。



【R4 イラスト展 梨のある暮らし】



【R5 イラスト展 梨と私の12か月】

(ウ) 新規展示会の開催

- 充実した常設展示ではありませんが、開館から20年以上が経過しており、展示内容が古い、変化がない、子どもには少し難しいなどの意見をいただいております。
- これに対応するため下記のような展示を年1回以上実施し、毎年進化する施設として魅力アップを図り、リピーターを確保します。
  - ①日々進化する梨栽培情報に関する展示
  - ②子どもにも分かりやすい表現などを取り入れた展示
  - ③常設展示にない切り口の展示

2 管理の基準・サービスの提供内容

(工) 撮影スポットの整備

- 主に若い層の来館者から、館内の写真スポットがもっとあればという声をいただくことがあり、これに対応するため、なっご館らしさのある、思わず写真を撮ってみたいような、来館記念になるような撮影スポットを整備します。
- 撮影スポットの照明を追加したり、アート展の作品を活用したりするなど、撮影スポットを明確化し、撮影した写真をSNS等に投稿してもらうことによる知名度アップを図ります。



【アート展 撮影スポット】

● 主なイベントの実施計画

イベント	開催時期	概要
クイズラリー	1年中(毎日)	・季節もの、ぜひ知ってほしい情報、豆知識等の問題を用意し、全問正解者の中から抽選で毎月梨等プレゼント
パスポート会員新規入会キャンペーン	適宜	・期間限定で特典付き入会キャンペーンを実施
出張なしこ館	適宜	・イベントの出張やパネル等展示、梨のお話など、出張先の希望に応じてスタッフや物品を会場に出張させて実施
春季イベント	4~6月	・梨づくり体験 交配体験(4月上) 摘果・小袋かけ体験(5月上) 大袋かけ体験(6月上) ・鳥取県産果実の試食会 ・地元団体協力による梨を使った食育イベント ・他施設出張イベント ・4/27 開館記念特典サービス ・県内作家によるワークショップ(土日祝やGW) ・キャラクター・ナッシーふれあい(GW)
夏季イベント	7~8月	・キャラクター・ナッシーのバスデーイベント(7月上)記念特典サービス、コンサート等 ・夏休みイベント 企画展(夏休み~9月)、企画展関連イベント 自由研究教室(自前、出前依頼) ・鳥取県産果実の試食会 ・地元団体協力による梨を使った食育イベント ・他施設出張イベント ・県内作家によるワークショップ(土日祝やお盆) ・キャラクター・ナッシーふれあい(お盆) ・二十世紀出荷記念(8月末) 梨タワー展示&梨の数当てクイズ 梨川柳募集

2 管理の基準・サービスの提供内容

イベント	開催時期	概要
秋季イベント	9~11月	・梨づくり体験 梨狩り体験(9月上) ・梨運遊記~他県の梨と食べくらべ ・梨川柳展示&人気投票 ・梨の皮むき大会 ・ハロウィンプレゼント ・晩生梨PR事業(イベントや店頭装飾等) ・全国巨大ナシコンテストイベント:優勝ナシの重さ予想募集 ・鳥取県産果実の試食会 ・地元団体協力による梨を使った食育イベント ・他施設出張イベント ・県内作家によるワークショップ(土日祝)
冬季~早春イベント	12~3月	・全国巨大ナシコンテスト ・クリスマスコンサート(12月) ・お正月イベント ナッシーからのお年玉プレゼント ガラポン抽選会 梨おみくじ ・幼児(親子連れ)向けイベント(春休み) ・鳥取県産果実の試食会 ・地元団体協力による梨を使った食育イベント ・他施設出張イベント ・県内作家によるワークショップ(土日祝)

エ. ミュージアムショップ及びフルーツバーラーの運営

- 梨記念館の魅力が高め「梨産地鳥取」を強く印象付けるため、ミュージアムショップとフルーツバーラーを直営方式により、相乗効果の高い運営を心がけます。

(ア) 運営方針

- 梨を原材料にした商品及び本物の梨を取り扱うことにより、他の施設との差別化を図るとともに、県産梨の魅力をもPRします。また、特に需要の増加している梨のネット販売を強化します。

(イ) 運営体制

- 統括責任者:プロパー 1名 応援:パートスタッフ7名

(ウ) 主な販売品

a)ミュージアムショップ

- ・ 梨を材料にした観光土産品(焼き菓子、ゼリー、ジュース、調味料等)
- ・ 地域の加工グループ等が製造した梨の加工品(梨シロップ、梨ジャム、梨あめ)
- ・ 県産梨
- ・ 梨をテーマ・モチーフとしたグッズ・小物類(地元イラストレーターコラボグッズキーホルダー等)
- ・ 地元高校生とのコラボ商品(梨入りあごなしロケツ)

2 管理の基準・サービスの提供内容

b)フルーツバーラー

- ・ 東郷産の二十世紀梨のピューレを使用した「二十世紀梨ソフトクリーム」
- ・ 当日カットのフレッシュな県産梨が付く「なっごミニパフェ」
- ・ 梨ソフトクリームとこのために調合した鳥取県産梨のピューレ入りの「なっごクリームソーダ」(春夏限定)
- ・ 開館25周年新商品の開発  
鳥取県産梨のチップスを使用した「梨ティー」(秋冬限定)



【二十世紀梨ソフト】



【なっごクリームソーダ】

c)通販サイト

- ・ 県産梨

(工) 利用促進への取り組み

- お客様に鳥取県に来た記念として買ってみたい、食べてみたいと感じていただくため、以下の取り組みを進めます。

a)ミュージアムショップ

- ・ 季節に応じて一部販売台の陳列商品を入れ替えて紹介
- ・ オススメの内容や前月の販売数BEST3の商品等をポップで紹介
- ・ 商品説明の外国語表記を充実(外国人に人気のある商品)

b)フルーツバーラー

- ・ 入口に写真等で主要メニューを紹介
- ・ 限定メニューは目立つよう個別にメニュー紹介ポップを作成
- ・ フルーツバーラー内を季節に合わせて装飾
- ・ パークスクエア利用者へアイキャッチとなるのぼりやパネルを設置
- ・ オフシーズン(冬季)にも利用していただける新メニューの開発

c)通販サイト・梨

- ・ 人気商品のバッジをサイト内に設置
- ・ 予約販売開始前に利用者へ販促DMの送付
- ・ 年々需要が高まる梨販売を効率的に実施するためECサイトを改善し、予約受けから発送にかかる業務の効率化を図り、時間的コスト削減による生産性を向上させます。

2 管理の基準・サービスの提供内容

オ 年間パスポート会員

- 梨記念館のファンづくりの一環として、年間パスポート会員制度を継続実施します。年間パスポートの有効期間は1年間とし、年会費は現行通りとします。
- 主に春から小学1年生になる子どものいる家族の入会促進、また本人が背中を押すようなワクワク感を演出するため、通常より早めに手続きできるような新1年生入会キャンペーンを実施します。

◀年間パスポート会員の年会費▶

種別	新規会員	継続会員
大人(高校生以上)	1,500円	1,200円
小人(小学生以上)	700円	500円



カ その他利用促進対策

- 梨記念館に対する日頃のご愛顧に応えるため、引き続き「なしっこ館無料感謝デー」を設けます。これにより、多様なお客様の来館に繋がることが期待できます。
- ◀実施日▶ 毎月の最終日曜日

キ シンボルマーク等の使用

- 県が所有するロゴ及び愛称(なしっこ館)並びに当財団が所有するキャラクター(ナッシー)を広報宣伝等に適切かつ有効に使用します。

ク 利用者の声の把握

- 日常イベントとして実施するクイズラリーの用紙にアンケート欄を設けることにより、一人でも多くのお客様から意見をいただくよう努めます。
- 職員一人一人が、お客様とのふれあいを通してお客様からの生の意見を受け取れるよう心がけます。
- お客様からの意見は、梨記念館の管理運営に反映するよう心がけ、その内容と対応状況については、軽微な案件は次月の業務報告書により、重大な案件は速やかに県に報告、協議し誠実に対応します。

ク 梨記念館の運営に係る連絡協議会

- 中部地域の観光関係団体や梨生産者等で構成する連絡協議会を設け、梨記念館の運営について、それぞれの専門分野から意見をいただきます。
  - 観光関係団体及び梨生産者組織等が開催する会議や諸行事に積極的に参加し、適宜、意見をいただくよう努めます。
- ◀観光関係団体▶  
倉吉観光マイス協会、三朝・はわい東郷 温泉旅館組合 等
- ◀梨生産者組織▶  
鳥取県果樹指導者協議会、鳥取県果樹研究同志会 等

2 管理の基準・サービスの提供内容

(9) 個人情報の保護への対応

- 個人情報の保護に関する法律第66条第2項2号において準用する同条第1項の規定及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」により、指定管理者は、当該個人情報取扱業務に係る保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。当財団は、個人情報の取扱いについて、以下の方針により慎重に取り扱います。
- 行政の代行者としての認識を常に持ち、適切・慎重に取り扱います。
- 「一般財団法人鳥取県観光事業団個人情報保護規程」を定め、適切に取り扱います。
- 個人情報保護法は3年ごとに見直しされることから、法律や条例の最新の改正状況を確認しながら常に最新の法令に対応・遵守します。
- 令和5年8月9日現在で、令和5年4月1日改正の法令に対応する取り扱いを行っています。
- 個人情報を取り扱う職員については、その取扱い内容に合わせ、必要な教育及び研修を毎年1回以上行うことといたします。

ア 運営上入手する個人情報の取り扱い

- 個人情報を収集する際には、目的を明確にするとともに、必要最小限の範囲で行います。
- 思想、信教及び信条に関わる個人情報の収集は行いません。
- 個人情報の収集は、原則として本人からのみ収集します。

イ 入手した個人情報の適正管理

- 利用申込書等の個人情報を記録した書類は、利用後は鍵のかかる書庫等に保管します。
- 個人情報の電子データは原則としてクラウドのシステムを利用し、施設のパソコンには保管しません。
- 利用目的が終了した個人情報については、規定に従って速やかに処分いたします。

ウ パソコン等の情報端末の管理

- パソコン等の端末について、ログインパスワードを設定します。
- アクセス制御、不正プログラム対策等の技術的対策を講じます。

(10) 情報の公開への対応

- 公共施設を預かる立場として、情報公開は公正な施設運営を図るうえで重要な使命と認識しています。行政の代行者としての認識を常に持ち、適切・慎重に取り扱います。
- 鳥取県情報公開条例第2条に定義される「指定管理者」に該当するものであり、条例に基づいて適切に対応いたします。
- 施設の管理運営状況については、当財団のホームページで事業報告、財務状況等を公開し、透明性の高い運営を心がけます。

3 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

3 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

(1) 火災・盗難・災害などの事故、事件の防止(防災)対策

ア 事故・事件、災害対策の基本的考え方

- 火災、地震、風水害、感染症、不審者、テロ、設備故障等に起因する事故など、施設運営上の危機には様々なものが想定されます。訓練・危機管理研修の実施を通じて、各職員の危機管理意識の向上に努め、日常のチェックを確実にを行います。

イ 事故・事件・災害の防止・防災対策

- 日常的に常駐警備員および職員が定期的な巡回を行い、火災や事故を未然に防止します。
- 消防法を遵守し、消防設備の法定点検を行うとともに、自主点検についても積極的に行います。避難経路に障害物となるものがないか、火気の周辺に燃えやすいものがないか、日常の巡回で確認を行います。防火管理者を配置し、防火管理を行います。
- 夜間(営業時間外)においては、警備会社による機械警備による監視を行い、異常時には警備会社および職員が駆け付けられる体制を取ります。
- 倉吉未来中心内の施設とともに自衛消防隊を編成し、年2回の防災訓練を実施し、緊急時の対応能力の向上と他団体との連携体制の強化を図ります。

ウ 自然災害等に対する防災対策

- 地震に備え、展示物等の落下防止、転倒防止などの対策を行います。
- 強風が予測される場合は、事前に周辺や看板の点検を行い、飛ばされやすいものや被害拡大につながる危険物は撤去や固定を行います。
- 暴風警報や大雪警報の発報が予想され、来館者の安全が確保できない場合や周辺交通のメヒなどが想定される場合は、鳥取県と協議の上、臨時休館を検討します。

エ 大規模災害等発生時における県立施設の役割の遂行

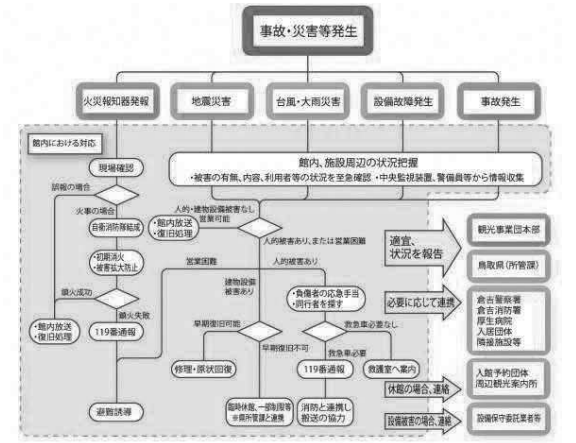
- 大規模災害発生時、武力攻撃事態等には、住民の避難・災害対応拠点としてのスペースの提供など、鳥取県の指示に従って協力いたします。
- 倉吉市から、倉吉市地域防災計画に基づく住民の避難、救援又は災害対応に要する施設として指定の申し出があった時は、鳥取県の指示に従って、協力いたします。

3 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

(2) 緊急時の体制・対応

ア 緊急時の対応

- 緊急事態の発生時においては、災害等の情報収集を迅速に行い、当財団本部に第一報を伝え、その後、逐次状況を把握し、鳥取県と当財団本部に対して随時報告します。緊急時に至急の連絡伝達を行う緊急連絡網を作成して、鳥取県と当財団本部と共有します。



【主な災害・事故発生時のフロー(概略)】

イ 緊急時の体制

- 隊長、副隊長を置き、未来中心内職員との連携により、速やかに体制の確保を行います。



【緊急時の体制】

3 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

(3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

- アンケート等による利用者の意見や提言に対し、速やかに対応をします。
- また、必要に応じ鳥取県に速やかに報告・協議します。
- 「県民の声」に寄せられたご意見や苦情に対しては、鳥取県と十分に協議し誠実に対応します。
- 「事故・事件の防止措置と緊急時の対応」のマニュアルに基づき適切に対応します。

ア 入館者トラブル・苦情等の未然防止

- 他人の身体等に害を及ぼす恐れのある物を所持して入館しようとする者や、著しく粗野又は乱暴な言動で他の来館者に迷惑をかける恐れがあると認められる者、酩酊者等が入館しようとする場合は、施設の安全のために入館を禁止します。禁止の際には、よく説明をして理解を得られるように努めます。
- 接遇研修などにより、ホスピタリティの向上に努めます。
- 職員は積極的に来館者との対話を心がけ、イメージアップを図るとともに、来館者が職員に対して直接感想を伝えやすい環境を作ります。
- 当財団が一括管理している複数の観光施設において、クレームが発生した際には、速やかに事例と対応を共有することで、他施設での同様のクレーム事例の発生を防ぎます。

イ 入館者トラブル・苦情等の対処方法

- 入館を禁止した者が、応じない場合には、警備員や管理事務所に応援を要請し、複数人で対応にあたります。暴力行為があったり、危険物の所持で危険が感じられた場合は、警察に通報します。
- 初期対応は、苦情を受け付けた職員が行います。職員の対応で納得や了解が得られない場合は、責任者が対応いたします。
- 責任者は、クレーム対応研修等を受講し、対応能力を向上させます。
- 県立の施設におけるクレームは、県のイメージ低下につながることを十分に認識して、利用者に納得していただける対応を心がけます。

基本的なクレーム対応

傾聴・謝罪

事実確認  
要望確認

解決策の提案

感謝

相手の話をよく聞く  
部分的な謝罪をする

メモを取りながら  
事実関係を押さえる  
相手の要望を確認

解決に公平性を欠く  
ものは上司へ相談  
再発防止策を提案

最後はお礼を伝える

【基本的なクレーム対応】

ウ 入館者トラブル・苦情等の発生後の対応

- クレーム・トラブルの対処後、速やかに問題点の洗い出しを行います。
- クレーム事例は、施設内に記録し、運営の改善につなげるほか、他の運営施設にも情報を共有してケーススタディを行うなど、全体のレベルアップを図ります。

4 利用者等の要望の把握及び対応方針

4 利用者等の要望の把握及び対応方針

(1) 基本方針

- 利用者とのコミュニケーションを意識し、改善点や要望を伝えていただきやすい環境をすることで、利用者の声を拾い上げ、満足度を向上させます。

(2) 利用者のニーズの把握と共有

- 様々な手法を併用して利用者ニーズの把握に積極的に取り組みます。
- 当財団が観光施設や貸館施設を管理運営しているスケールメリットを活かして、他の施設に対する要望や苦情を共有して改善に努めます。

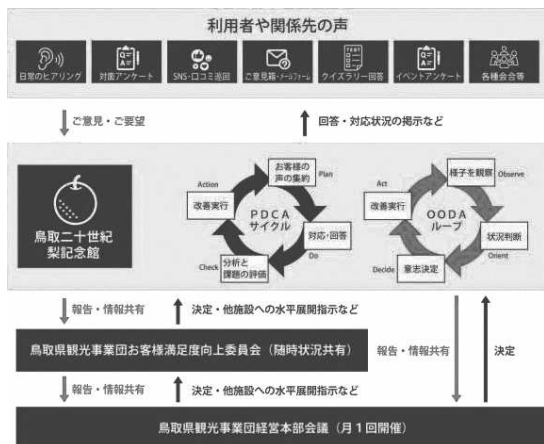
＜利用者の声の把握方法＞

対象	手法	内容
来館者等	日常のヒアリング	受付職員や、売店・バーラー職員が気持ちの良いコミュニケーションを心掛け、来館者等に対して、積極的に声掛けを行って要望を聞き取ります。
	アンケート(クイズラリー)	毎日クイズラリーを実施し年間1万件以上の感想・要望・来場者データを収集しています。月毎・年度ごとに集計し、集計結果から判断し、館内運営及び集客促進対策に活かしています。
	SNS、口コミサイトの巡回点検	旅行情報サイト、google マップなどの口コミサイトの確認や、SNSの検索を行うことで、本来は埋もれている利用者の声を掘り上げます。要望や苦情については、回答やお詫びを行い、満足度向上に繋げ、また集客促進対策に活かします。
	イベント時アンケート	イベントの開催時にアンケートを行い、次回以降に実施する際の改善に活用します。
地域、関係先等	地域の各種会合等への積極的な参加	観光団体、行政団体の会合等にも積極的に参加してニーズを把握します。
	観光事業団運営施設との情報共有	観光事業団運営施設の間で、施設に対する要望や苦情を共有し、自施設にも当てはまること、取り入れられることについては積極的に改善します。

4 利用者等の要望の把握及び対応方針

(3) 運営への反映

- 利用者からの要望については、課題の優先度と緊急性を検討して優先順位をつけて対応いたします。
- 要望者の期待に沿うだけでなく、期待を上回る内容の改善を意識します。軽微なものについては、可能な限り即時の対応を行います。
- 解決のために時間・経費を要する課題などは、年度計画や中長期計画に反映させていただきます。
- 重要な案件については、速やかに鳥取県に報告します。
- 来館者データについては、イベント・営業・広報戦略の立案等に活用します。



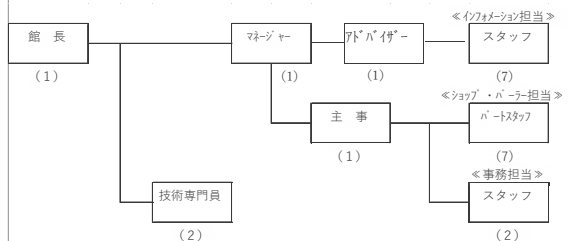
5 組織及び職員の配置等

5 組織及び職員の配置等

(1) 管理運営の組織

ア 実施体制の考え方

- 館長のもとにマネージャーと技術専門員を配置するなど、以下の組織体制とします。



イ 主要職員の人選の考え方

- 館長には、組織のマネジメント力があり、施設管理及び観光客誘致に関する知識と経験を有する者を充てます。
- 技術専門員には、果樹栽培及び果樹経営に関する高度な知識と経験を有する者を充てます。
- 食品衛生責任者には、資格を有する無期雇用職員を充てます。
- 観光客誘致は、館長、マネージャー及び主事が地域を分担するなどして、業務に当たります。

(2) 職員の職種等

職名	雇用形態	月勤務日数	担当する業務内容	資格等	継続雇用可否	人件費(千円)
館長	常勤職員 直接雇用 無期雇用	21	総括責任者 観光客誘致の統括	AED 講習受講 普通救命講習	可	9,132
参事 技術専門員 A	常勤職員 直接雇用 有期雇用	21	梨つくり大学の運営 梨の何でも相談室の運営	専門的知識保持者 AED 講習受講 普通救命講習	可	5,634
技術専門員 B	常勤職員 直接雇用 有期雇用	21	専門的説明への対応 試食用、販売用梨の管理 梨ガーデン、親木の管理	専門的知識保持者 AED 講習受講 普通救命講習	可	3,323
マネージャー	常勤職員 直接雇用 無期雇用	21	インフォ業務の総括 イベントの企画実施 広報宣伝、観光客誘致	食品衛生責任者 AED 講習受講 普通救命講習	可	7,224



## 8 法人等の社会的責任の遂行状況

### (1) 障がい者雇用

- ア 常用労働者数43.5人以上の事業者であり、
  - 法定雇用率を達成している。※「障害者雇用状況報告書」の写しを添付します。
  - 法定雇用率を達成していない。
- イ 常用労働者数が43.5人未満の事業者であり
  - 障がい者(身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者)を雇用している。
  - 障がい者を雇用していない。

### (2) 男女共同参画の推進

- 男女共同参画推進企業に認定されている。※認定証の写しを添付します。
- 男女共同参画推進企業の認定手続き中であり、指定管理期間開始までに認定登録見込みである。
- 男女共同参画推進企業に認定されていない。
- その他の国又は地方公共団体の男女共同参画に関する類似制度の認定等を受けている。

### (3) ISO14001 鳥取県版環境管理システム審査登録制度(TEAS)Ⅰ種又はⅡ種規格認証等

- ISO14001 又はTEASⅠ種又はⅡ種規格に基づく環境管理システムについて
  - TEASⅠ種に認証登録されている。※登録証等の写しを添付します
  - ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度(TEAS)Ⅰ種又はⅡ種規格の認証手続き中であり、指定管理期間開始までに認証登録見込みである。
  - 認証登録されていない。
  - その他の環境配慮に関する類似規格の認証登録等を受けている。

### (4) あいサポート企業等の認定

- あいサポート企業等に認定されている。 ※認定書の写しを添付します。
- あいサポート企業等の認定手続き中であり、指定管理期間開始までに認定登録見込み。
- あいサポート企業等に認定されていない。
- その他の地方公共団体の障がい者支援に係る類似制度の認定等を受けている。

### (5) 鳥取県家庭教育推進協力企業としての協定締結

- 鳥取県家庭教育推進協力企業として鳥取県教育委員会と協定を締結している。

### (6) SDGsの取り組み

- 持続可能な地域社会の実現に向けてとっとりSDGsパートナーに登録されている。

(様式3-1)

### 令和8年度 鳥取県立鳥取二十世紀記念館の管理業務に関する収支計画書

法人等の名称(一般財団法人鳥取県観光事業団)

		(単位:千円)		
区分	内訳	金額		
収入項目	入館料収入	入館者数166,000人	28,164	
	参加料収入	夜のみ会費、イベント参加料	555	
	学費料収入	修学旅行手数料等	409	
	イベント収入	イベント収入	80,618	
	ビルオーナー営業収入	ビルオーナー	29,967	
	その他収入	受取利息等	0	
	借入金収入		129,230	
	収入合計(A)		269,961	
	人件費	主任学芸員	院長、参事、技術アドバイザー、マネージャー、主事、運営アドバイザー、スタッフ等	75,161
		主任学芸員(嘱託)	かつらび27名	63,965
施設維持管理費			63,245	
報酬			217	
旅費交通費			43	
福利厚生費			119	
旅費交通費		通学通勤費	106	
消耗品費		館内電報、事務用品等	6,826	
印刷製本費		印刷製本	43	
通学通勤費		印刷製本	119	
支出項目	印刷製本費	印刷製本	119	
	旅費交通費	旅費交通費	899	
	福利厚生費	福利厚生費	1,246	
	旅費交通費	旅費交通費	1,753	
	印刷製本費	印刷製本	2,894	
	旅費交通費	印刷製本	31,959	
	福利厚生費	印刷製本	406	
	旅費交通費	印刷製本	9,193	
	印刷製本費	印刷製本	226	
	福利厚生費	印刷製本	2,899	
印刷製本費	印刷製本	16,971		
印刷製本費	印刷製本	1,566		
管理費	印刷製本	印刷製本	27,629	
	旅費交通費	印刷製本	386	
	福利厚生費	印刷製本	18,901	
	印刷製本	印刷製本	21	
	印刷製本	印刷製本	1,276	
	印刷製本	印刷製本	817	
	印刷製本	印刷製本	1,013	
	印刷製本	印刷製本	3,833	
	印刷製本	印刷製本	1,808	
	印刷製本	印刷製本	1,629	
印刷製本	印刷製本	89		
印刷製本	印刷製本	19		
印刷製本	印刷製本	142		
印刷製本	印刷製本	2,899		
印刷製本	印刷製本	64,593		
エネルギーコスト等	印刷製本	印刷製本	3,100	
	印刷製本	印刷製本	5,196	
	印刷製本	印刷製本	53,209	
	印刷製本	印刷製本	1,800	
	印刷製本	印刷製本	578	
	印刷製本	印刷製本	711	
	印刷製本	印刷製本	0	
	印刷製本	印刷製本	14,195	
	印刷製本	印刷製本	1,200	
	印刷製本	印刷製本	54	
印刷製本	印刷製本	12,999		
印刷製本	印刷製本	55		
印刷製本	印刷製本	0		
印刷製本	印刷製本	7,200		
印刷製本	印刷製本	269,961		

(注1) 各年度ごとの事業に合わせて、収支計画書を作成すること。

(注2) 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入すること。

(注3) 「内訳」欄には、各項目に、適宜小科目を設け、当該小科目ごとに金額を記載すること。

(参考様式4) 令和8年度 なしこ職員員に係る給与改善計画 (単位:円)

令和8年度給与改善計画の内容及び実施時期	令和8年度給与改善計画の内容及び実施時期		令和8年度給与改善計画の内容及び実施時期		令和8年度給与改善計画の内容及び実施時期		令和8年度給与改善計画の内容及び実施時期	
	職制(人件費)	平均給与(千円)	職制(人件費)	平均給与(千円)	職制(人件費)	平均給与(千円)	職制(人件費)	平均給与(千円)
A	39,999,890	279,240	39,999,890	279,240	0	0.00	0	0.00

※A: 職制(人件費)、B: 平均給与(千円)、C: 職制(人件費)、D: 平均給与(千円)、E: 職制(人件費)、F: 平均給与(千円)、G: 職制(人件費)、H: 平均給与(千円)

※B: C欄には、基本給、報酬外手当等の各手当を含む人件費の平均給与及び職制(人件費)を記載すること(両方とも)。

※D: E欄には、基本給、報酬外手当等の各手当を含む人件費の平均給与及び職制(人件費)を記載すること(両方とも)。

※F: G欄には、基本給、報酬外手当等の各手当を含む人件費の平均給与及び職制(人件費)を記載すること(両方とも)。